

株式会社千葉袖ヶ浦パワー「(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設 計画 環境影響評価方法書 (再手続版)」に対する勧告について

令和 6 年 1 月 1 8 日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

株式会社千葉袖ヶ浦パワーから届出のあった「(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所
建設計画 環境影響評価方法書 (再手続版)」については、電気事業法 (昭和 3 9 年
法律第 1 7 0 号) 第 4 6 条の 8 第 1 項の規定に基づき、環境保全の観点から勧告を
行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、千葉県知事からの意見を勘案するよう、
その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：千葉県袖ヶ浦市
原動力の種類：ガスタービン及び汽力 (コンバインドサイクル発電方式)
出 力：1 9 5 万キロワット級 (6 5 万キロワット級×3 基)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成 2 7 年 6 月 1 5 日
環境大臣意見受理	平成 2 7 年 8 月 2 8 日
経済産業大臣意見発出	平成 2 7 年 9 月 1 1 日

<環境影響評価方法書 (再手続版) >

環境影響評価方法書受理	平成 2 8 年 1 月 2 9 日
住民意見の概要等受理	平成 2 8 年 4 月 6 日
千葉県知事意見受理	平成 2 8 年 6 月 2 0 日
経済産業大臣通知発出	平成 2 8 年 7 月 4 日
環境影響評価方法書受理	令和 2 年 6 月 3 0 日
住民意見の概要等受理	令和 2 年 9 月 4 日
千葉県知事意見受理	令和 2 年 1 1 月 2 6 日
経済産業大臣通知発出	令和 2 年 1 2 月 2 1 日
環境影響評価準備書取下げ	令和 4 年 1 1 月 1 1 日

環境影響評価方法書受理	令和 5 年 7 月 2 7 日
住民意見の概要等受理	令和 5 年 1 0 月 6 日
千葉県知事意見受理	令和 5 年 1 2 月 1 9 日
経済産業大臣勧告発出	令和 6 年 1 月 1 8 日

※ 原動力の種類等が変更となったため、改めて環境影響評価方法書の届出がなされたもの。この変更に当たり、当該事業は「株式会社千葉袖ヶ浦エナジー」から「株式会社千葉袖ヶ浦パワー」に引き継がれている。

問い合わせ先：電力安全課 一ノ宮、福井、福田
電話：03-3501-1742（直通）

(別紙)

株式会社千葉袖ヶ浦パワー「(仮称) 千葉袖ヶ浦天然ガス発電所建設計画
環境影響評価方法書(再手続版)」に対する勧告について

○環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

温風拡散について、施設の稼働(機械等の稼働)に伴う空気冷却復水器から発生する温風が地表面に与える影響について検討し、環境影響評価項目への追加についても検討を加え、必要に応じて予測及び評価を行うこと。

(千葉県知事からの意見書の写しを添付)